

指定訪問介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営の方針

(目的)

株式会社JUNが設置経営するヘルパーステーションりんご（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業（以下「訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護の提供を確保することを目的とします。

(運営の方針)

1. お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を、心をこめていたします。
2. サービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供いたします。
3. 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
4. 関係市町村及び地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めます。

2. 訪問介護事業所の概要

① 事業所の名称等

- (1) 名称 ヘルパーステーションりんご
- (2) 所在地 沖縄県沖縄市与儀三丁目3番2号
- (3) 管理者 上江洲 成雄
- (4) 事業所番号 4770402966

② サービスを提供できる地域

沖縄市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

③ 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	介護従事者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	1名以上	利用調整・技術指導 入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助・介護計画作成
介護従事者	ヘルパー 2級以上	常勤換算 2.5名以上	入浴・排泄・食事などの生活全般にわたる援助
勤務体制		介護従事者は24時間体制です。 天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日を除きます。	

④営業時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年 間の休日	土曜日・日曜日・年末年始（12月31日～1月2日）
		○	○	○	○	○				
営業時間	平日 8:30～17:30									

⑤ヘルパーのサービス体制

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年 間の休日	
	○	○	○	○	○	○	○	○		
サービス提供 時間	平日 0:00～24:00									
	祝祭日 0:00～24:00									
	休日はなし									

上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3. 事前説明

当事業者はサービス提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、具体的なサービスの内容、サービスの提供方法などについて、個別計画を作成し懇切丁寧に分かりやすく説明し、開始に際しては同意を得るよういたします。

4. サービスの内容

(1) 身体介護に関する内容

- ① 食事介護・・・食事の介助を行います。
- ② 排泄介護・・・排泄の介助・おむつの交換を行います。
- ③ 入浴介護・・・入浴の介助または入浴が困難な方の清拭などを行います。
- ④ 体位変換・・・体位の変換を行います。
- ⑤ 移動・移乗・・・移動・移乗の介助を行います。
- ⑥ その他・・・その他必要な身体介護

5. 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。（一定以上の所得がある方は（料金表）の2割または3割になります。）ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

身体介護						
区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 30分未満	昼間	244	2,440円	244円	488円	732円
	早朝/夜間	305	3,050円	305円	610円	915円
	深夜	366	3,660円	366円	732円	1,098円
30分以上 1時間未満	昼間	387	3,870円	387円	774円	1,161円
	早朝/夜間	484	4,840円	484円	968円	1,452円
	深夜	581	5,810円	581円	1,162円	1,743円
1時間以上 1時間30分未 満	昼間	567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	早朝/夜間	709	7,090円	709円	1,418円	2,127円
	深夜	851	8,510円	851円	1,702円	2,553円
1時間30分以 上 30分増す ごとに	昼間	82	820円	82円	164円	246円
	早朝/夜間	103	1,030円	103円	206円	309円
	深夜	123	1,230円	123円	246円	369円

※緊急時の訪問介護は1回につき利用料に1,000円が追加となります。

※サービス開始にあたり、利用料以外に初回加算2,000円を頂きます。

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※やむを得ない場合で、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

介護従事者が利用者宅を訪問するための交通費は無料です。

(3) 加算料金

上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問介護加算	100	1,000円	100円	200円	300円	1回の要請に対して1回
初回加算	200	2,000円	200円	400円	600円	初回利用のみ1月につき
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		保険内サービスの20.8%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	・1月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

~~※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。~~

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

(3) その他

ア 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日に登録手続きを行った金融機関の口座から引き落としします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話などでお申込ください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合はございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（要支援、自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再契約することができます。
- ・利用者が亡くなられた場合

エ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. サービス内容に関する苦情、相談について

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者：管理者 直塚和史

電 話：098-923-3331 FAX：098 - 923-3480

受付日： 年中 098-989-0713

受付時間： 午前8時30分～午後5時30分まで

(2) 苦情処理体制

- ・苦情が発生した場合は、早急に管理者が詳しい事情を確認するとともに担当職員からも事情を聞きます。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行います。苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を協議します。

- ・ 苦情の内容等を明確に記録し、管理者及び責任者の署名確認（印）を押して保管します。
- ・ 事業所が行うサービス提供に関し、行政機関（市町村・沖縄県国民健康保険団体連合会・沖縄県等、以下同じ）から文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該行政機関の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して行政機関が行う調査に協力します。また、行政機関から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善内容について、行政機関から求めがあった場合には、改善内容を行政機関に報告します。

（３）行政機関の苦情受付

沖縄市役所 介護保険課	所在地 沖縄市仲宗根 2 6 番 1 号 電話番号 0 9 8 - 9 3 9 - 1 2 1 2 受付曜日 月曜日～金曜日 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
沖縄県介護保険広域連合	所在地 読谷村字比謝 5 5 番地 電話番号 0 9 8 - 9 1 1 - 7 5 0 5 受付曜日 月曜日～金曜日 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西三丁目 1 4 番 1 8 号 電話番号 0 9 8 - 8 6 3 - 2 3 2 1 受付曜日 月曜日～金曜日 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに適正な賠償を行います。

10. 秘密の保持と個人情報保護について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

11. 第三者評価の実施状況に関する事項

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関	
評価結果の開示状況	

1 2. 高齢者虐待防止等のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用してできるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 3. 業務継続計画

事業継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

令和 年 月 日 重要事項の説明を行いました。
(説明者) 住所 沖縄市与儀 3-3-2
氏名 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、受領しました。

令和 年 月 日 利用者 住所
氏名 印
(家族等) 住所
氏名 印
(続柄)